

一、相关新法令、新政策

● [关于下放外商投资审批权限有关问题的通知](#)

【发布单位】商务部
 【发布文号】商资发〔2010〕209号
 【发布日期】2010-06-10
 【提示】根据该通知：

序号	审批事项	审批管理机关
1	《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类总投资3亿美元和限制类总投资5000万美元（以下简称限额）以下的外商投资企业的设立及其变更事项	省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市（包括哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安）商务主管部门及国家级经济技术开发区（简称地方审批机关）。
2	单次增资额在限额以下的增资事项	国家级经济技术开发区（简称地方审批机关）。
3	限额以上鼓励类且不需要国家综合平衡的外商投资企业的设立及其变更事项	备注： 1. 外商投资股份有限公司的限额按注册资本计，改制为外商投资股份有限公司的限额按评估后的净资产值计，外国投资者并购境内企业的限额按并购交易额计。 2. 根据相关规定需取得国家行业主管部门前置许可或向其征求意见的，应取得书面文件或同意意见。 3. 金融、电信领域外商投资企业的设立和变更事项仍按现行法律法规办理。
4	注册资本3亿美元以下外商投资性公司和资本总额3亿美元以下外商投资创业投资企业、外商投资创业投资管理企业的设立及其变更事项	
5	除法律法规明确规定由商务部审批外，服务业领域外商投资企业的设立及其变更事项（包括限额以上及增资）	
6	由商务部、原外经贸部以及国务院有关部门批准设立的外商投资企业的变更事项（除单次增资达到或超过限额以及涉及序号“5”中规定的情况外）	

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/search/pages/detail.jsp?seqno=16213>

一、関連する新法令、新政策

● [外商投資審査許可権限を委譲することの関係事項についての通知](#)

【発布機関】商務部
 【発布番号】商資発〔2010〕209号
 【発布日】2010-06-10
 【コメント】本通知によると次の通りである。

番号	審査許可事項	審査許可管理機関
1	「外商投資産業指導目録」奨励類、許可類の総投資額が3億米ドル及び制限類の総投資額が5000万米ドル（以下限度額という）以下の外商投資企業の設立及びその変更事項	省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（哈爾濱、長春、瀋陽、濟南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む）商務主管部門及び国家級經濟開發区（地方審査許可機関と略称）。
2	一回の増資額が限度額以下の増資事項	備考： 1. 外商投資株式有限会社の限度額は登録資本金に基づき計算し、外商投資株式有限会社に改組した場合の限度額は、評価後の純資産価値に基づき計算し、外国投資者が国内企業を買収合併した場合の限度額は、買収合併取引額に応じて計算する。
3	限度額以上の奨励類であり、且つ国が総合的にバランスをとる必要のない外商投資企業の設立及びその変更事項	2. 関係規定に基づき国家業種主管部門の前置許可を取得し又は同部門の意見を確認する必要がある場合は、書面の文書又は同意意見を取得しなければならない。
4	登録資本が3億米ドル以下の外商投資性会社及び資本合計が3億米ドル以下の外商投資ベンチャーキャピタル企業、外商投資ベンチャーキャピタルマネジメント企業の設立及びその変更事項	3. 金融、電信分野の外商投資企業の設立及び変更事項は、依然現行の法令に基づき取扱う。
5	法令で商務部が審査許可すると明確に定めているものを除き、サービス業分野の外商投資企業の設立及びその変更事項（限度額以上及び増資を含む）	
6	商務部、旧外経貿部及び國務院關係部門が設立を批准した外商投資企業の変更事項（一回の増資が限度額に到達し又は超えた場合、及び番号「5」中に定める状況のある場合を除く）	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/search/pages/detail.jsp?seqno=16213>

● 关于限制被执行人高消费的若干规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释（2010）8号

【发布日期】2010-07-01

【实施日期】2010-10-01

【提示】根据该规定，被执行人（包括自然人和单位）未按执行通知书指定的期间履行生效法律文书确定的给付义务的，人民法院可以限制其高消费。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于限制被执行人高消费的若干规定

http://220.181.27.220:8080/pub/court/qwfb/sfjs/201007/t20100716_7740.htm

最高人民法院答记者问

<http://www.chinacourt.org/html/article/201007/15/418202.shtml>

● 关于进一步鼓励和引导社会投资的若干意见（深圳）

【发布单位】深圳市人民政府

【发布文号】深府（2010）81号

【发布日期】2010-06-24

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2010/gb704/201007/t20100712_1551876.htm

● 关于落实商业性个人住房贷款中第二套住房认定标准有关问题的通知（北京）

【发布单位】北京市住房和城乡建设委员会等四部门

【发布日期】2010-07-07

【实施日期】2010-07-07

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于落实商业性个人住房贷款中第二套住房认定标准有关问题的通知

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1120941.htm>

关于规范商业性个人住房贷款中第二套住房认定标准的通知（建房（2010）83号）

http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/201006/t20100604_201267.htm

● 关于转发《关于规范商业性个人住房贷款中第二套住房认定标准的通知》的通知（上海）

【发布单位】上海市住房保障和房屋管理局等三部门

【发布文号】沪房管市（2010）243号

【发布日期】2010-07-12

【实施日期】2010-07-12

● 被申立人高额消费进行限制关于的若干规定

【发布机关】最高人民法院

【发布番号】法释〔2010〕8号

【発布日】2010-07-01

【施行日】2010-10-01

【コメント】本規定によると、被申立人（自然人と法人を含む）が執行通知書に指定する期間中に有効な法律文書にて確定された給付義務を履行しなかった場合、人民法院はその高額消費を制限することができる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。被申立人の高額消費を制限することについての若干の規定

http://220.181.27.220:8080/pub/court/qwfb/sfjs/201007/t20100716_7740.htm

最高人民法院による記者質問に対する回答

<http://www.chinacourt.org/html/article/201007/15/418202.shtml>

● 社会の投資を一層奨励し牽引することについての若干の意見（深セン）

【発布機関】深セン市人民政府

【発布番号】深府〔2010〕81号

【発布日】2010-06-24

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2010/gb704/201007/t20100712_1551876.htm

● 商業性個人住宅貸付における二軒目住宅認定基準を実施する関係事項についての通知（北京）

【発布機関】北京市住宅及び都市建設委員会等の4部門

【発布日】2010-07-07

【施行日】2010-07-07

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。商業性個人住宅貸付における二軒目住宅認定基準を実施する関係事項についての通知

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1120941.htm>

商業性個人住宅貸付における二軒目住宅認定基準を規範することについての通知（建房〔2010〕83号）

http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/201006/t20100604_201267.htm

● 「商業性個人住宅貸付における二軒目住宅認定基準を規範することについての通知」を配布することについての通知（上海）

【発布機関】上海市住宅保障及び家屋管理等3部門

【発布番号】滬房管市〔2010〕243号

【発布日】2010-07-12

【施行日】2010-07-12

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.shfg.gov.cn/fgdoc/zczhl/201007/t20100714_405565.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [全国人大常委会 2010 年工作要点、立法工作计划和监督工作计划](#)

日前，全国人大常委会公布了《[全国人大常委会 2010 年工作要点](#)》、《[全国人大常委会 2010 年立法工作计划](#)》和《[全国人大常委会 2010 年监督工作计划](#)》。根据《[全国人大常委会 2010 年立法工作计划](#)》，立法项目包括：

- [继续审议（9 件）](#)：
包括：保守国家秘密法（修改）（4 月已发布）、社会保险法（6 月四审）、涉外民事关系法律适用法（8 月二审）、行政强制法（10 月四审）等。
- [提请初次审议（14 件）](#)：
包括：职业病防治法（修改）（8 月）、车船税法（8 月）、增值税法（10 月）、刑法修正案（八）（10 月）、土地管理法（修改）（12 月）等。
- [预备项目（12 件）](#)：
包括：出境入境管理法、大气污染防治法（修改）、能源法等。

（摘自中国人大网；2010 年 07 月 06 日发布）

- [《关于市场价格异常波动时期价格违法行为处罚的特别规定》、《当前优先发展的高技术产业化重点领域指南》、《国家质量奖管理办法》公开征求意见](#)

日前，国家发展和改革委员会公布《[关于市场价格异常波动时期价格违法行为处罚的特别规定（征求意见稿）](#)》以及[答记者问](#)，并公开征求意见（截止日期为 2010 年 08 月 13 日）；并开设《[当前优先发展的高技术产业化重点领域指南（2010 年度）（征求意见稿）](#)》公开征求意见专栏。

日前，国家质量监督检验检疫总局公布《[国家质量奖管理办法（征求意见稿）](#)》，并公开征求意见（截止日期为 2010 年 07 月 20 日）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shfg.gov.cn/fgdoc/zczhl/201007/t20100714_405565.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [全国人民代表大会常务委员会 2010 年工作要点、立法作業計画及び監督作業計画](#)

先頃、全国人民代表大会常务委员会は、「[全国人民代表大会常务委员会 2010 年作業要領](#)」、「[全国人民代表大会常务委员会 2010 年立法作業計画](#)」及び「[全国人民代表大会 2010 年監督作業計画](#)」を公表した。「全国人民代表大会常务委员会 2010 年立法作業計画」によると、立法事項には次のものが含まれる。

- [審議を継続させるもの（9 件）](#)：
国家秘密保持法（改正）（4 月に公布済み）、社会保险法（6 月に四回目の審議）、涉外民事関係法律適用法（8 月に二回目の審議）、行政強制法（10 月に四回目の審議）等。
- [初回審議にかけもの（14 件）](#)：
職業病予防治療法（改正）（8 月）、車船税法（8 月）、増値税法（10 月）、刑法改正案（八）（10 月）、土地管理法（改正）（12 月）等。
- [準備事項（12 件）](#)：
出境入境管理法、大気汚染防止処理法（改正）、エネルギー法等。

（2010 年 7 月 6 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋）

- [「市場価格の異常な変動期間における価格違法行為処罰に関する特別規定」、「当面発展を優先させるハイテク産業化重点分野手引」、「国家品質賞管理弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家発展改革委員会は「[市場価格の異常な変動期間における価格違法行為処罰に関する特別規定（意見募集案）](#)」及び[記者質問への回答](#)を公布し、パブリックコメントを募集した（募集締切日は 2010 年 8 月 13 日）。また、「[当面発展を優先させるハイテク産業化重点分野手引（2010 年度）（意見募集案）](#)」についてのパブリックコメント募集欄を設置した。

先頃、国家品質監督検査検疫総局は「[国家品質賞管理弁法（意見募集案）](#)」を公表し、パブリックコメン

(里兆律师事务所 2010 年 07 月 16 日整理编写)

● 上海累计审批认定 795 家总部经济外资企业

2010 年 07 月 14 日, 上海市政府向 24 家在沪外资企业颁发了跨国公司地区总部铜牌。至此, 上海市已累计审批认定 795 家总部经济外资企业, 包括跨国公司地区总部 281 家、外商投资性公司 203 家、外资研发中心 311 家。上海因此继续保持除香港以外中国吸引总部经济外资企业最多的城市。

(摘自中国上海网站; 2010 年 07 月 15 日发布)

● 2010 年上半年主要经济指标

日前, 国家统计局、商务部、海关总署、中国人民银行等部门公布了中国 2010 年 06 月 国民经济主要指标、外商直接投资情况、外贸进出口情况、金融统计数据等。简要介绍如下:

1. 国民经济主要指标

項目	具体内容
工业生产	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半年, 全国规模以上工业增加值同比(与上年同期相比; 下同)增长 17.6%。简要介绍如下: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商及港澳台商投资企业增长 17.0%; ➢ 39 个大类行业中 38 个行业实现同比增长; ➢ 重工业增长 19.4%, 轻工业增长 13.6%。 ■ 工业产品销售率为 97.6%, 比上年同期提高 0.4 个百分点。 <p>※备注: 规模以上工业企业, 是指国有工业企业+年产品销售收入 500 万元及以上的 non-国有工业企业。</p>
城镇固定资产投资	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半年, 城镇固定资产投资 98047 亿元, 同比增长 25.5%。其中: 第一产业投资增长 17.8%, 第二产业投资增长 22.3%, 第三产业投资增长 28.4%。 ■ 上半年, 房地产开发投资 19747 亿元, 同比增长 38.1%。
社会消费品零售总额	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半年总额 72669 亿元, 同比增长 18.2%。

トを募集した(募集締切日は 2010 年 7 月 20 日)。

(里兆法律事務所が 2010 年 7 月 16 日付で作成)

● 上海は合計 795 社の本部経済外資企業を審査のうえ認定した

2010 年 7 月 14 日, 上海市政府は 24 社の在上海外資企業に多国籍会社地域本部の銅プレートを交付した。これまでに, 上海市は合計 795 社の本部経済外資企業を審査のうえ認定しており, このうち多国籍会社の地域本部が 281 社、外商投資性会社が 203 社、外資 R&D センター 311 社である。上海はこれによって、香港を除く中国で、本部外資企業を最も多く誘致した都市に連続してなった。

(2010 年 7 月 15 日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

● 2010 年上半年期の主な経済指標

先頃, 国家统计局、商务部、税関総署、中国人民银行等の部門が中国の 2010 年 6 月の 国民经济主要指標、外商直接投資状況、對外貿易輸出入狀況、金融統計データ等を発表した。以下、簡潔に紹介する。

1. 国民经济主要指標

項目	具体的な内容
工業生産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半期の、全国規模以上工業企業の伸び率は(前年同期比、以下同じ) 17.6%である。以下、簡潔に紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商及び香港・マカオ・台湾投資企業は、17.0%増加した。 ➢ 39 種類の産業のうち 38 の業種が前年同期比プラスを達成した。 ➢ 重工業は 19.4%増加し、軽工業は 13.6%増加した。 ■ 工業企業の製品販売率は 97.6%であり、前年同期比 0.4%上昇した。 <p>※備考: 規模以上工業企業とは、国有工業企業+年間製品売上高 500 万元以上の非国有工業企業をいう。</p>
都市部の固定資産投資	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半期において、都市部の固定資産投資額は 98047 億元であり、前年同期比で 25.5%増加した。そのうち、第一次産業への投資は 17.8%増加し、第二次産業への投資は 22.3%増加し、第三次産業への投資は 28.4%増加した。 ■ 上半期において、不動産開発投資は 19747 億元であり、前年同期比で 38.1%増加した。
社会消費財小売上総額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上半期合計 72669 億元であり、前年同期比で 18.2%増加した。

居民消费价格 (CPI)	<ul style="list-style-type: none"> 上半年同比上涨 2.6%; 06 月环比 (与前一时期相比, 下同) 下降 0.6%。
工业品出厂价格 (PPI)	<ul style="list-style-type: none"> 上半年同比上涨 6.0%; 06 月环比下降 0.3%。

2. 外商直接投资 (FDI) 情况

项目	2010 年上半年		2010 年 06 月	
	数据	与 2009 年同期比增减	数据	与 2009 年 06 月比增减
外商投资新设立企业 (家)	1.24 万	18.8%	2739	8.3%
实际使用外资金额 (亿美元)	514.3	19.6%	125.1	39.6%

3. 外贸进出口情况

项目	2010 年上半年		2010 年 06 月	
	数据 (亿美元)	与 2009 年同期比增减 (%)	数据 (亿美元)	与 2010 年 06 月比增减 (%)
进出口总值	13548.8	43.1%	2547.7	39.2%
出口	7050.9	35.2%	1374.0	43.9%
进口	6497.9	52.7%	1173.7	34.1%
顺差	553	-42.5%	200.2	—

另外, 海关总署还发布了 [2010 年 06 月全国进口重点商品量值表](#)、[出口重点商品量值表](#)、[进出口商品主要国别 \(地区\) 总值表](#) 和 [进出口商品贸易方式总值表 \(累计、当月\)](#)。

4. 金融统计数据

2010 年 06 月金融统计数据简要介绍如下:

货币	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年 06 月末: <ul style="list-style-type: none"> 广义货币 (M2) 余额 67.39 万亿元, 同比增长 18.5%; 狭义货币 (M1) 余额 24.06 万亿元, 同比增长 24.6%; 流通中货币 (M0) 余额 3.89 万亿元, 同比增长 15.7%; 上半年净投放现金 658 亿元, 同比多投放 1236 亿元 (去年同期为净回笼 578 亿元)。
贷款	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末, 本外币贷款余额 47.4 万亿元, 同比增长 19.2%, 上半年本外币贷款增加 4.84 万亿元, 同比少增 2.89 万亿元。

消费者物价指数 (CPI)	<ul style="list-style-type: none"> 上半期は、前年同期比で 2.6% 上昇した。 6 月は、前期比 0.6% 減少した。
工業製品出荷価格 (PPI)	<ul style="list-style-type: none"> 上半期は、前年同期比で 6.0% の上昇となった。 6 月は、前期比 0.3% 減少した。

2. 外商直接投資 (FDI) 状況

項目	2010 年上半年期		2010 年 6 月	
	データ	2009 年同期比増減率	データ	2009 年 6 月同期比増減率
外商投資新設企業 (戸数)	1.24 万	18.8%	2739	8.3%
実際の外資使用金額 (億米ドル)	514.3	19.6%	125.1	39.6%

3. 対外貿易輸出入状況

項目	2010 年上半年期		2010 年 6 月	
	データ (億米ドル)	2009 年同期比増減率 (%)	データ (億米ドル)	2009 年 6 月比増減率 (%)
輸出入総額	13548.8	43.1%	2547.7	39.2%
輸出	7050.9	35.2%	1374.0	43.9%
輸入	6497.9	52.7%	1173.7	34.1%
貿易黒字	553	-42.5%	200.2	—

また、税関総署は、2010 年 6 月に [全国輸入重点商品量総値表](#)、[輸出重点商品量総値表](#)、[輸出入商品主要国 \(地区\) 別総値表](#) 及び [輸出入商品貿易方式総値表 \(累積、当月\)](#) を公表した。

4. 金融統計データ

2010 年 6 月の金融統計データを以下の通り簡潔に紹介する。

通貨	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年 6 月末時点 <ul style="list-style-type: none"> 広義の通貨 (M2) 残高は 67.39 万亿元であり、前年同期比で 18.5% 増加した。 狭義の通貨 (M1) 残高は 24.06 万亿元であり、前年同期比で 24.6% 増加した。 流通通貨 (M0) 残高は 3.89 万亿元であり、前年同期比で 15.7% 増加した。 上半期の現金発行額は 658 億元であり、前年同期比で 1236 億元多く発行した (去年同期の純還流額は 578 億元)。
貸付	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末の本外貨貸付残高は 47.4 万亿元であり、前年同期比で 19.2% 増加し、上半期の本外貨貸付額は 4.84 万亿元増加し、前年同期比で増加額は 2.89 万亿元減少

	<ul style="list-style-type: none"> 人民币贷款余额 44.61 万亿元，同比增长 18.2%。上半年人民币贷款增加 4.63 万亿元，同比少增 2.74 万亿元。6 月份人民币贷款增加 6034 亿元，同比少增 9270 亿元。 外币贷款余额 4117 亿美元，同比增长 39.4%，上半年外币贷款增加 323 亿美元。
存款	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末，本外币存款余额 68.85 万亿元，同比增长 18.6%；上半年本外币存款增加 7.65 万亿元，同比少增 2.43 万亿元。 人民币存款余额 67.41 万亿元，同比增长 19%。上半年人民币存款增加 7.63 万亿元，同比少增 2.35 万亿元。6 月份人民币存款增加 1.33 万亿元，同比少增 6647 亿元。 外币存款余额 2127 亿美元，同比增长 2.2%，上半年外币存款增加 40 亿美元。
外汇储备	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末，国家外汇储备余额为 24543 亿美元，同比增长 15.1%。 6 月末人民币汇率为 1 美元兑 6.7909 元人民币。

(里兆律师事务所 2010 年 07 月 16 日整理编写)

	<ul style="list-style-type: none"> した。 人民币建て貸付残高は 44.61 万亿元であり、前年同期比で 18.2% 増加した。上半期の人民币建て貸付額は 4.63 万亿元であり、前年同期比で増加額は 2.74 万亿元減少した。6 月の人民币建て貸付額は 6034 億元増加し、前年同期比で増加額は 9270 億元減少した。 外貨貸付残高は 4117 億米ドルであり、前年同期比で 39.4% 増加し、上半期の外貨貸付額は 323 億米ドル増加した。
預金	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末時点で、本外貨預金残高は 68.85 万亿元であり、前年同期比で 18.6% 増加し、上半期の本外貨預金は 7.65 万亿元増加し、前年同期比で増加額が 2.43 万亿元減少した。 人民币建て預金残高は 67.41 万亿元であり、前年同期比で 19% 増加した。上半期の人民币預金は 7.63 万亿元増加し、前年同期比で増加額は 2.35 万亿元減少した。6 月の人民币預金は 1.33 万亿元増加し、前年同期比で増加額は 6647 億人民币減少した。 外貨建て預金残高は 2127 億米ドルであり、前年同期比で 2.2% 増加し、上半期の外貨預金は 40 億米ドル増加した。
外貨準備高	<ul style="list-style-type: none"> 6 月末の時点で、国家外貨準備残高は 24543 億米ドル、前年同期比で 15.1% 増加した。 6 月末の時点で人民币対米ドルレートは 1 米ドル=6.7909 人民币である。

(里兆法律事務所が 2010 年 7 月 16 日付で作成)

● 简析虚假表示及其行政处罚

本文将从虚假表示的概念及认定、虚假表示与虚假宣传的区别、虚假表示的行政处罚等方面，对虚假表示行为进行简要分析。

1. 虚假表示的概念及认定

现行法律对于虚假表示未做出明确定义。根据《反不正当竞争法》(全国人大常委会；1993 年 12 月 01 日起施行)第 5 条的规定：经营者不得采用下列不正当手段从事市场交易，损害竞争对手：……(四)在商品上伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地，对商品质量作引人误解的虚假表示。(以下简称“第 5 条第 4 项”)。对于该第 5 条第 4 项的规定，实践中有着不同的理解：

- I 一种观点认为：虚假表示只包括①在商品上伪造或冒用认证标志、名优标志等质量标志和②伪造产地两个方面，③对商品质量作引人误解的虚假表示是对①②的汇总表达。
- II 一种观点认为：①②③是并列的，虚假表示包括这三个方面。

● 虚偽表示及びその行政処罰を簡潔に分析する

本文では、虚偽表示の概念及び認定、虚偽表示と虚偽宣伝の違い、虚偽表示に対する行政処罰等の方面から、虚偽表示行為について簡潔な分析を行う。

1. 虚偽表示の概念及び認定

現行法は、虚偽表示に対し明確な定義を行っていない。「不正競争防止法」(全国人民代表大会常務委員会、1993 年 12 月 1 日から施行)第 5 条の規定では、「事業者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。……(四)商品に認証標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示を使用すること。」とされている。(以下「第 5 条第 4 号」という)。第 5 条第 4 号の規定については、実務において、次の 2 通りの見解がある。

- I 1 つ目の見解は、虚偽表示には、「①商品に認証標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用する」もの及び「②原産地表示を偽る」もの、という 2 つの方面のみが含まれ、「③商品の品質を誤認させる虚偽の表示」とは、①②

实践操作中,多数工商行政机关认为虚假表示包括三个方面。对此,国家工商行政管理总局专门于2007年发布《关于对<反不正当竞争法>第5条第4项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复》(国家工商行政管理总局工商公字〔2007〕220号),明确将“在商品上对商品的安全标准、使用性能、用途、规格、等级、主要成份和含量、生产日期、有效期限、保质期等与商品质量相关的内容作虚假表示”列为虚假表示行为之一,这可以理解为是对以上第II种观点的第③个方面的具体解读。

在地方立法层面,例如,《上海市反不正当竞争条例》(上海市人大常委会;1997年08月13日修订)第10条详细列举了下列虚假表示行为:

- (一) 伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志,使用被取消的质量标志;
- (二) 伪造或者冒用专利标志,使用已经失效的专利号;
- (三) 伪造或者冒用质量检验合格证明、许可证号、准产证号或者监制单位;
- (四) 伪造或者冒用商品的生产地、制造地、加工地;
- (五) 虚假表述商品的性能、用途、规格、等级、制作成份和含量;
- (六) 伪造生产日期、安全使用期和失效日期或者对日期作模糊标注。

2. 虚假表示与虚假宣传的区别

虚假表示和虚假宣传有一定的相同点,例如:都有“虚假”的客观属性,都有“引人误解”的后果,误解内容都包括“质量、制作成分、性能、用途、生产者、有效期、产地”等。两者的区别主要在于:

- I 虚假表示是指经营者直接在商品上进行虚假标注;虚假宣传是指经营者间接地利用广告或其他方法对商品质量等进行虚假说明。
- II 虚假表示仅包括商品质量而不包括提供服务;虚假宣传既包括商品质量也包括提供服务。

实践中,容易导致两者混淆的行为是在商品包装物上进行虚假标注。单纯从字面上理解,商品包装物不属于商品,在包装物上进行虚假标注,也就不属于虚假表示。这种理解可能有失偏颇,多数工商行政机关在认定时通常结合具体情况进行综合判断。如果某种商品(例如,酒、饮料、大米、面粉、钢筋等)与质量相关的内容无法在商品上直接

をまとめたものであるとするもの。

- II もう1つの見解は、①②③は並列的な関係にあり、虚偽表示には、その3つの方面が含まれるとするもの。

実務取扱上では、虚偽表示には3つの方面が含まれていると考える工商行政機関が多い。この点について、国家工商行政管理総局は、2007年に『不正競争防止法』第5条第4号に列挙された行為以外の虚偽表示行為を如何に判定するかについての回答(国家工商行政管理総局工商公字〔2007〕220号)を公布し、「商品上に商品の安全基準、使用上の性能、用途、規格、等級、主要成分および含有量、製造年月日、有効期限、品質保証期間など商品の品質と関係のある内容について虚偽表示を行う」行為を、明確に虚偽表示行為の1つとして定めた。それは、上記のIIの見解における③つ目の方面の内容に対する具体的な解釈として理解することができる。

地方立法の次元では、例えば、「上海市反不正当竞争条例」(上海市人民代表大会常務委員会、1997年8月13日改正)第10条で、次の虚偽表示行為を具体的に列挙している。

- (一) 認証標識、著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、取消された品質表示を使用すること。
- (二) 特許標識を偽造又は盗用し、既に失効した特許番号を使用すること。
- (三) 品質検査合格証明書、許可証番号、製造批准証書番号又は製造監督機構を偽造又は盗用すること。
- (四) 商品の原産地、製造地、加工地の表示を偽造又は盗用すること。
- (五) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分および含有量について虚偽表示を行うこと。
- (六) 生産日、安全使用期限及び失効日を偽造し、又は期日について曖昧な表示を行うこと。

2. 虚偽表示と虚偽宣伝の違い

虚偽表示と虚偽宣伝は、一定の共同点がある。例えば、いずれも「虚偽」という客観性と「人に誤認させる」という結果を有し、人に誤認させる内容には、いずれも「品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、原産地」等が含まれている。両者の違いは、主に以下の通りである。

- I 「虚偽表示」とは、事業者が直接に商品に虚偽の表示を行うことをいう。虚偽宣伝とは、事業者が間接的に広告又はその他の方法にて商品の品質等について虚偽の説明を行うことをいう。
- II 虚偽表示の対象は、商品品質だけであり、サービスの提供は対象外である。虚偽宣伝の対象には、商品の品質とサービスの提供の両方が含まれる。

実務において、両者の混同を招きやすい行為は、商品のパッケージに虚偽表示を行うことである。単純に文面から判断するならば、商品のパッケージは商品に該当しないため、パッケージに虚偽の標識を行うことは、虚偽表示に該当しないことになる。このような認識はやや偏り

产商品的违法所得按违法生产商品的全部销售收入扣除生产商品的原材料购进价款计算；违法销售商品的违法所得按违法销售商品的销售收入扣除所售商品的购进价款计算。

综上所述，虽然中国法律对虚假表示进行了规定，但由于各项规定并不完全协调、吻合（存在法律竞合）；实践中，工商行政机关在对上述行为进行认定时并没有非常明确的标准，不同的工商行政机关对同一行为的定性可能并不相同，从而造成了所适用的法律依据和处罚措施也不尽相同（个别工商行政机关出于多罚款的目的，可能按照处罚措施较重的行为来处理）。涉嫌虚假表示的企业，如果应对得当，有可能适用处罚措施较轻的法律，即在一定程度上获得减轻处罚的效果。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《反不正当竞争法》

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t19930902_45760.html

《产品质量法》

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxg/jd/200701/t20070130_27668.htm

《上海市反不正当竞争条例》

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3141/node3151/userobject6ai219.html>

《关于对<反不正当竞争法>第 5 条第 4 项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复》

http://old2009.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjq/gpij/flfg/t20071105_25471.htm

（里兆律师事务所 2010 年 07 月 16 日整理编写）

竞争防止法」第 27 条の規定に基づくと、虚偽表示行為に関する処罰として、公開に是正し、違法所得及び不正競争行為のために利用した道具を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を科することができ、情状が重い場合は、違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の過料を科することができる、とされている。筆者の理解では、ここにいる違法所得は、「工商行政管理機關行政処罰事案違法所得認定弁法」に照らして認定することができ、即ち、違法に商品を生産することによる違法所得は、違法に生産した商品の全ての売上から商品原材料の仕入価格を控除した後の金額で計算し、違法に商品を販売することによる違法所得は、違法に販売した商品の売上から販売商品の仕入価格を控除した後の金額で計算することができる。

以上をまとめ、中国法律は、虚偽表示について規定を行っているが、各規定は、完全に調和の取れた、合致したものではない（法条競合が存在する）ため、実務においては、工商行政機關が上述の行為の認定を行う際には、非常に明確な基準はなく、各工商行政機關によって、同一行為に対する判定が異なる可能性があるため、適用される法的根拠及び処罰措置も必ずしも同じであるとは限らない（工商行政機關によっては、罰金を多く取ろうという目的から、処罰措置の重い行為として処理する可能性がある）。虚偽表示を行っている疑いのある企業の対応が適切であれば、処罰措置の相対的に軽くなる法律を適用される可能性があり、即ち、ある程度処罰が軽減される可能性がある。

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「不正競争防止法」

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t19930902_45760.html

「製造物責任法」

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxg/jd/200701/t20070130_27668.htm

「上海市反不正当竞争条例」

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3141/node3151/userobject6ai219.html>

「『不正競争防止法』第 5 条第 4 号に列挙された行為以外の虚偽表示行為を如何に判定するかについての回答」

http://old2009.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjq/gpij/flfg/t20071105_25471.htm

（里兆法律事務所が 2010 年 7 月 16 日付で作成）